

# 1 1 月定例教育委員会会議

( 議 案 )

議案第 51 号

令和 5 年度（令和 4 年度事業対象）教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に関する点検評価報告書の作成について

令和 5 年度（令和 4 年度事業対象）教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に関する点検評価報告書を作成することについて、教育委員会の承認を求める。

令和 5 年 11 月 28 日提出

美祢市教育委員会教育長 南 順 子

記

- 1 令和 5 年度（令和 4 年度事業対象）教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に関する点検評価報告書（別添のとおり）

議案第 52 号

令和 6 年度美祢市立小・中学校教職員人事異動方針について

令和 6 年度美祢市立小・中学校教職員人事異動方針を下記のとおり策定することについて教育委員会の承認を求める。

令和 5 年 11 月 28 日提出

美祢市教育委員会教育長 南 順 子

記

- 1 令和 6 年度美祢市立小・中学校教職員人事異動方針（別添のとおり）



美祢市教育の基本理念である「ひとが育つ、ひとが輝く、教育の美祢」の実現のためには、地域連携と小中一貫教育に積極的に取り組むことによって地域とともにある学校づくりや特色ある学校づくりを推進し、社会総がかりで教育力の向上を図る必要がある。

このため、山口県学校教職員人事異動方針に基づき、県教育委員会や他市町教育委員会と密接な連携をとり、各学校の課題解決や活性化等に向け、組織力を強化し、教育力の向上を図るために、下記の点を踏まえ、厳正に人事の刷新を図り、全市的な視野に立って、適材を適所に配置する。

### 記

- 1 各学校の教職員については、本市が推進する児童生徒主体の授業づくりや小中一貫教育、ICT教育の実現に向けて積極的に取り組むことができる人材を配置するとともに、専門性、現任校の勤務年数及び各学校の教職員構成等を踏まえ、適切な配置を進める。  
なお、同一校勤務が、7年を超える者については、原則として異動を行う。  
また、職員定数や教科の関係上、同一校4年を超える者についても、異動の対象となることがある。
- 2 教職員の資質能力の向上を図るとともに、学校の課題解決や活性化となるように、広い視野に立って、地域内外及び規模の異なる学校間の交流を積極的に行う。
- 3 校長、教頭等の管理職の人事に当たっては、社会の変化に的確に対応できる者で、小中一貫教育やICT教育を推進し、家庭・地域・社会と連携・協働して教育目標の実現に向けて積極的に取り組み、活力ある学校運営を行うとともに、教職員の資質能力の向上のために指導力を発揮することができる人材を配置する。

議案第 53 号

美祢市人権教育推進委員の委嘱及び解嘱について

下記の者を美祢市人権教育推進委員に委嘱及び解嘱したいので、教育委員会の承認を求める。

令和 5 年 11 月 28 日提出

美祢市教育委員会教育長 南 順 子

記

1 委員の任期 委嘱日から令和 6 年 3 月 31 日まで

2 委員の氏名

区分	氏 名	所 属	委嘱・解嘱日	備 考
委嘱	高崎 泰司	企業（秋芳地域）	令和 5 年 12 月 1 日	
解嘱	末岡 友博	企業（秋芳地域）	令和 5 年 11 月 30 日	

## 議案第54号

### 美祢市美東地域未来を拓く学校づくり協議会設置要綱の制定について

美祢市美東地域未来を拓く学校づくり協議会設置要綱を次のとおり制定するものとする。

令和5年11月28日提出

美祢市教育委員会教育長 南 順子

### 美祢市美東地域未来を拓く学校づくり協議会設置要綱

#### (設置)

第1条 美祢市美東地域において、地域の将来を見据え、児童生徒や教師にとって未来を拓く学校をつくるため、美祢市美東地域未来を拓く学校づくり協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

#### (協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議し、教育委員会に提言するものとする。

- (1) 魅力ある学校づくりに関すること
- (2) 開校年度に関すること。
- (3) 施設に関すること。
- (4) 通学上の安全確保に関すること。
- (5) 学校運営に関すること。
- (6) 校名、校歌及び校章等に関すること。
- (7) 学校指定用品に関すること。
- (8) 前7号に掲げるもののほか、特に必要と認める事項に関すること。

#### (委員の構成)

第3条 協議会の委員は、次に掲げる30人以内をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから美祢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が任命又は委嘱する。

- (1) 地域住民の代表者
- (2) 保護者の代表者
- (3) 学校教職員の代表者
- (4) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める者

#### (任期)

第4条 委員の任期は、施設一体型の校舎が供用開始される日の前日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(部会)

第6条 協議会に部会を設置する。部会の構成員は、協議会において決定する。

2 部会の名称及び協議事項は、別表のとおりとする。

3 部会に部会長及び副部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、当該部会の会務を総理し、部会を代表する。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集し、会議の議長は会長が行う。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議決は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、会長が決するところによる。

4 前3項の規定は、部会の会議に準用する。

(意見の聴取等)

第8条 協議会は、必要があると認める場合は、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、教育委員会事務局教育総務課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年 月 日から施行する。

別表(第5条関係)

部会名	協 議 事 項
総務部会	<ul style="list-style-type: none"><li>・協議会の総合調整に関すること。</li><li>・校歌、校旗、制服及び校章等に関すること。</li><li>・継承式及び開校式に関すること。</li><li>・他部会の所管に属しない事項に関すること。</li></ul>
P T A部会	<ul style="list-style-type: none"><li>・P T A組織に関すること。</li><li>・活動計画に関すること。</li><li>・通学上の安全対策に関すること。</li><li>・スクールバスの運行に関すること。</li><li>・同窓会に関すること。</li><li>・各種会計に関すること。</li></ul>
教務部会	<ul style="list-style-type: none"><li>・魅力ある教育課程(カリキュラム)に関すること。</li></ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学校の交流に関する事。</li> <li>・学習規律等に関する事</li> <li>・校則に関する事。</li> <li>・指定用品に関する事。</li> </ul>
施設整備部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設に関する事。</li> <li>・施設一体型小中一貫教育校の建設計画に関する事。</li> <li>・備品管理に関する事。</li> </ul>